この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。



県 報 秋 田 公 める。 秋田県規則第五十号)第二条第一号に定めるセンター」を削る。 秋田県監査委員告示第二号 ○秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程(二)………1 号)の一部を次のように改正する。 秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程を次のように定 第九条()イ中「並びに秋田県病院事業財務規則(昭和四十四年 秋田県監查委員処務規程(昭和四十二年秋田県監査委員告示第 平成二十一年三月十八日 監査委員告示 秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程 監 目 査 委 員 次 告 示 秋田県監査委員

発行者

秋

田

県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号

钔 印 刷 刷 者

所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号